

平成19年 8月 1日
平成30年 4月 1日 一部改定
令和 4年 4月 1日 一部改定
令和 5年10月 5日 一部改定
令和 5年12月12日 一部改定
長崎県教育委員会

1 趣旨

教職員の懲戒処分の標準的な量定（以下「標準例」という。）を明確にすることにより、教職員の懲戒処分を厳正に行い、もって教職員の綱紀の保持を図り、本県教育に対する県民の信頼に応える。

2 基準適用の対象

本基準は、長崎県教育委員会が任命権を有する教職員に適用する。

3 基本事項

(1) 量定の決定

具体的な量定の決定にあたっては、「5 標準例」を基本に、下記に掲げる事項を総合的に考慮して判断するものとする。

- ア 非違行為の動機、態様及び結果
- イ 故意又は過失の度合い
- ウ 当該教職員の職務上の地位
- エ 児童生徒・保護者及び社会に与える影響
- オ 日常の勤務態様及び過去の非違行為・事故の有無
- カ 上司への報告の有無、非違行為・事故後の対応
- キ その他相応の事由

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとするのが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った教職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとするのが考えられる場合として、

- ① 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

(2) 他の非違行為

「5 標準例」に掲げられていない非違行為についても、当然懲戒処分の対象となるものであり、これらについては「5 標準例」及び人事院の定めた懲戒処分の指針を参考に、懲戒処分の量定を判断する。

4 適用年月日

この基準は、平成19年8月1日から適用する。

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。

この基準は、令和4年4月1日から適用する。

ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。

この基準は、令和5年10月5日から適用する。

ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。

この基準は、令和5年12月12日から適用する。

ただし、適用日の前に発生した非違行為については、従前の例による。

5 標準例（○印：該当量定）

(1) 児童生徒等に対する非違行為関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 体罰・不適切な指導				
体罰により児童生徒を死亡させた教職員	○			
体罰により児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
体罰により児童生徒を負傷させた教職員		○	○	○
上記の他、体罰を常習的に行った教職員、又は悪質な態様の体罰を行った教職員	○	○	○	○
児童生徒の人権を侵害する暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教職員	○	○	○	○
※ 具体的な処分量定は、「体罰・不適切な指導に関する処分等の取扱いについて」により決定する。				
イ 児童生徒性暴力等				
① 児童生徒等に性交等をした教職員又は児童生徒等をして性交等をさせた教職員	○			
② 児童生徒等にわいせつな行為をした教職員又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた教職員（①に掲げるものを除く）	○			
③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る）に当たる行為をした教職員（①及び②に掲げるものを除く）	○			
④ 児童生徒等に衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れた教職員（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること）（①から③までに掲げるものを除く）	○			

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
⑤ 児童生徒等に通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置した教職員(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること) (①から④までに掲げるものを除く)	○			
⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員 (①から⑤までに掲げるものを除く)				
性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員	○	○	○	○
上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○		
<p>※ 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童及び生徒並びに18歳未満の者をいう。</p> <p>※ 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。</p> <p>※ ①から⑥に該当する行為の例示は以下のとおりであり、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項の各号に規定する行為が考えられる。</p> <p>① 刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、青少年保護条例等により禁止される性交等が該当する。</p> <p>② 刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為 (①の場合を除く。) や、青少年保護条例等により禁止されるわいせつ行為が該当する。</p> <p>③ 以下の i から iii の行為が該当する。</p> <p>i 刑法第182条の罪である、16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求 (同条第1項)、面会 (同条第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求 (同条第3項。いわゆる自撮り要求等)</p> <p>ii 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為である、児童買春周旋 (同法第5条)、児童買春勧誘 (同法第6条)、児童ポルノ所持・提供等 (同法第7条)、児童買春等目的の人身売買等 (同法第8条)</p> <p>iii 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為 (児童生徒等に係るものに限る。) である、児童生徒等に係る性的姿態等の撮影 (同法第2条)、性的映像記録の提供等 (同法第3条) 及び当該行為をする目的での保管 (同法第4条)、性的姿態等映像の送信 (同法第5条) 及び記録 (同法第6条)</p> <p>④ 長崎県迷惑行為等防止条例第3条第1項第1号により禁止される卑わいな行為 (いわゆる痴漢) が該当する。</p> <p>⑤ 同条例第3条により禁止される盗撮 (③に含まれるものを除く。) が該当する。</p>				

⑥ 児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動（言動には口頭での発言に限らず、SNSや電子メール、手紙等を用いることも含む。））が該当する。

※ 「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動、性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。（以下、本標準例において同じ。）

(2) 一般服務関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 無断欠勤				
正当な理由なく5日未満の間勤務を欠いた教職員			○	○
正当な理由なく5日以上15日未満の間勤務を欠いた教職員		○	○	
正当な理由なく15日以上の間勤務を欠いた教職員	○	○		
イ 勤務態度不良等				
遅刻・早退を繰り返す教職員			○	○
休暇等の虚偽申請をした教職員			○	○
勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員			○	○
ウ 職場内秩序びん乱				
暴行・暴言により職場内の秩序を乱した教職員		○	○	○
エ 虚偽報告				
事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員			○	○
オ ハラスメント（児童生徒等以外）				
セクシュアル・ハラスメントを行った教職員				
暴行若しくは脅迫を用いてわいせつ行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつ行為をした教職員	○	○		
相手の意に反することを認識の上で、性的な言動（上記の場合を除く。）を繰り返した教職員		○	○	
上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○		
相手の意に反することを認識の上で、性的な言動を行った教職員			○	○
<p>※ 「わいせつ行為」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、人の性的な部位その他の身体の一部に触れること（相手の心身に有害な影響を与えるものであって、相手を著しく羞恥させ、若しくは相手に不安を覚えさせるようなものをする事）等が考えられる。（以下、本標準例において同じ。）</p>				

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ハラスメント（セクシュアル・ハラスメントを除く）を行った教職員				
ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員		○	○	○
ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、ハラスメントを繰り返した教職員		○	○	
ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○	○	
カ 争議行為等				
同盟罷業、怠業その他の争議行為を行った教職員			○	○
前項の違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあつた教職員	○	○		
キ 秘密漏えい				
職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた教職員	○	○	○	○
具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に支障を生じさせた教職員		○	○	○
ク 情報管理				
職務上知り得た重要な個人情報について、適切な取扱いを怠り、紛失又は盗難に遭った教職員			○	○
ケ 個人の秘密情報の目的外収集				
その職権を濫用して、専らその職務の用以外に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員			○	○
コ 政治的目的文書配布				
政治的目的で文書を配布した教職員				○
サ 贈収賄				
職務に関し、賄賂を贈ったり收受した教職員	○			
シ 営利企業等従事				
許可なく営利企業等に従事した教職員			○	○
ス 不適正な業務執行				
事務処理に著しく適正さを欠き、公務の運営に支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた教職員		○	○	○
セ 公文書の不適正な取扱い				
公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した教職員	○	○		
決裁文書を改ざんした教職員	○	○		
公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員		○	○	○

(3) 公金公物等取扱い関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 横領				
公金又は公物（学校徴収金等の諸会計に係る財産を含む。以下「公金等」という。）を横領した教職員	○			
イ 窃取				
公金等を窃取した教職員	○			
ウ 詐取				
人を欺いて公金等を交付させた教職員	○			
エ 紛失・盗難				
公金等を紛失した教職員				○
重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員				○
オ 損壊				
職場において故意に公物を損壊した教職員			○	○
カ 出火・爆発				
過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした教職員				○
キ 諸給与の違法支払・不適正受給				
故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員			○	○
ク 公金公物不適正処理				
自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした教職員			○	○
ケ コンピュータの不適正使用				
職場のコンピュータを職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた教職員			○	○

(4) 公務外非行関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 放火・殺人				
放火又は人を殺した教職員	○			
イ 傷害				
人の身体に傷害を負わせた教職員	○	○	○	
ウ 暴行				
暴行を加えた教職員が人を傷害するに至らなかったとき			○	○

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
エ 器物損壊				
故意に他人の物を損壊した教職員			○	○
オ 横領・窃盗・強盗				
他人の財物を横領・窃取した教職員又は暴行や脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員	○			
カ 詐欺・恐喝				
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	○			
キ 賭博				
賭博をした教職員			○	○
常習として賭博をした教職員		○		
ク 麻薬等の所持等				
麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員	○			
ケ 酩酊による暴言等				
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員			○	○
コ わいせつ行為（児童生徒等以外）				
わいせつ行為を行った教職員	○	○		
サ ストーカー行為				
執拗なストーカー行為を行った教職員	○	○	○	
シ 住居侵入				
正当な理由がないのに、人の住居等に侵入した教職員	○	○	○	

(5) 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 飲酒運転				
酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）をした教職員	○			
飲酒運転をした者に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた教職員、又は飲酒していることを知りながら同乗した教職員	○			
<p>※「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれにある状態をいう。）で運転する行為をいう。</p> <p>※「酒気帯び運転」とは、身体に血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。</p> <p>※上記の飲酒運転に該当しない場合であっても、酒気を帯びて運転を行った教職員は、行為の態様等を総合的に考慮した上で、懲戒処分の検討を行うものとする。</p>				

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
イ 無免許運転				
無免許運転をした教職員	○	○		
ウ 人身事故（飲酒運転・無免許運転を除く）				
人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	○	○	○	
人に傷害を負わせた教職員			○	○
上記に加え、措置義務違反又は著しい速度違反がある場合	○	○	○	
エ 上記ア～ウにあたらぬ事故等				
その程度により相応の処分を行う。				

(6) 監督責任関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 指導監督不適正				
部下教職員が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた教職員			○	○
イ 非行の隠ぺい、黙認				
部下教職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員		○	○	

平成30年4月1日制定

令和4年4月1日改定

県内の公立学校において体罰・不適切な指導事案が発生した場合における、教職員に対する処分等の取扱いについては次のとおりとする。

第1. 教職員の懲戒処分の基準（令和4年4月1日改定）に定める標準例についての考え方

1. 体罰及び不適切な指導（以下「体罰等」という。）は、いかなる場合においても行ってはならないものであるが、その中でも、標準例に規定した体罰等については懲戒処分の対象とする。

（ただし、正当防衛又は正当な行為と考えられる事案については除く。）

また、体罰等を行うところを見ていたにもかかわらず、体罰等に対して制止等の対応や管理職への報告といった適切な対応を怠り、体罰等を容認しているとみなされる行為を行った者も厳正に処分する方針である。

2. 標準例における「負傷」とは、創傷、擦過傷、打撲傷のような外傷だけでなく、疼痛、めまい、吐き気、失神等を生じさせたときなど広く解するが、少し赤くなったといった程度の軽微な傷については、原則として、懲戒処分ではなく訓告等の指導措置により対応する。

これについては、①日常生活に支障を来さないこと、②負傷として意識されないか、日常生活上看過される程度であること、③医療行為を特別に必要としないこと等を判断の基準とする。

3. 標準例における「常習的」とは、1回の体罰で複数回叩いたというような場合をさすものではない。

また、別の時期に複数回体罰を行ったから直ちに常習的とするのではなく、その判断にあたっては、体罰に至った背景や態様、執拗さ、過去における処分や指導歴、当該職員の資質等を総合的に勘案するものとする。

4. 常習性がなく負傷もしていないという場合はすべて懲戒処分の対象外とするものではなく、執拗に何回も叩くなど、体罰の状況、態様等が悪質と判断されるものは懲戒処分の対象となる。

第2. 体罰等に関する処分の手続きについて

1. 体罰等発生時の対応

校長は、教職員からの報告等により体罰等を把握した場合、学校内での対処に留めることなく、必ず県教育委員会（公立小中学校の場合は市町教育委員会を經由して）に「教職員の体罰について（報告）」により報告を行うものとする。

2. 市町教育委員会における内申

市町教育委員会においては、第1の2～4により懲戒処分の対象に該当する体罰等については、すべて県教育委員会に対し内申するものとする。

3. 県教育委員会での検討

(1) 上記1及び2による内申又は報告を受け、懲戒処分とするか否か、懲戒処分をする場合にどの量定にするかについては、任命権者である県教育委員会が、教職員の懲戒処分の基準の3(1)ア～キに掲げる事項、及び、特に、体罰等については、次の①～⑦を総合的に考慮して判断するものとする。

(「ア 非違行為の動機、態様及び結果」関係)

- ①体罰等に至った経緯
- ②被害を受けた児童生徒の状況(学年、心身及び発達段階の状況等)
- ③体罰等の態様(殴る、蹴る等)、継続時間、回数、負傷の程度等
- ④児童生徒・保護者のその後の状況(精神的ダメージ、教育活動への支障等)

(「オ 日常の勤務態様及び過去の非違行為・事故の有無」関係)

- ⑤体罰等に係る前歴の有無、常習性の程度

(「カ 上司への報告の有無、非違行為・事故後の対応」関係)

- ⑥事後の対応(管理職員への報告及び報告内容の真偽、児童生徒への措置等)

(「ウ 当該教職員の職務上の地位」関係)

- ⑦管理職員等指導的な立場の有無

(2) 体罰等に対する処分量定は、上記(1)の事実認定に基づき、下記「体罰・不適切な指導に対する懲戒処分の標準例(表1)」又は「指導措置により対応することができる場合(表2)」を基準に、個別の事案ごとに加重要素(表3)により加重、その他必要に応じて軽減を行い、総合的に判断して決定する。

◆体罰・不適切な指導に対する懲戒処分の標準例 (表1)

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
体罰により児童生徒を死亡させた教職員	○			
体罰により児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
体罰により児童生徒を負傷させた教職員		○	○	○
上記の他、体罰を常習的に行った教職員、又は悪質な態様の体罰を行った教職員	○	○	○	○
児童生徒の人権を侵害する暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教職員	○	○	○	○

なお、懲戒処分ではなく指導措置により対応することが想定されるものとしては下記のとおりである。

◆指導措置により対応することができる場合 (表2)

区 分	指 導 措 置		
	文書 訓告	口頭 訓告	嚴重 注意
① 負傷や精神的な苦痛が認められる場合			
ア 負傷や精神的苦痛の程度が軽微な場合	○	○	
② 負傷や精神的な苦痛が認められない場合			
ア 体罰や不適切な指導が複数回認められる場合		○	○
イ 体罰や不適切な指導が1回のみの場合			○

◆判断の加重要素

(表3)

a	常習的又は態様が悪質な場合の程度 ○ 頭部を蹴るなど体罰の態様が尋常でない、器物の使用 など ○ 複数人、複数回、特定の児童生徒への行為 など ○ 心身の発達段階（小学校低学年、特別な支援を要する児童生徒など）への配慮
b	結果が特に重大な場合 ○ 精神的苦痛等により不登校、精神的疾患、転校（転学） など
c	過去に体罰等による校長指導や指導措置を受けている場合 ※ 前回受けた指導措置等以上の処分等とする。 この場合において、「体罰の再発防止のための指導力向上研修」を受講している場合は、懲戒処分を標準とする。
d	過去に体罰等による懲戒処分を受けている場合 ※ 前回受けた懲戒処分以上の処分とする。
e	事後処理の状況 ○ 管理職への未申告、虚偽の報告、隠蔽又は相当期間報告を怠った場合 など ○ 保護者への連絡、謝罪、負傷の措置 など
f	当該教職員が管理職の場合

第3. 指導措置等

- 第2の1及び2による内申又は報告された体罰等について、県教育委員会において懲戒処分には当たらないと判断した体罰等については、原則として指導措置（公立小中学校においては市町教育委員会による指導措置、県立学校においては県教育委員会による文書又は口頭による訓告若しくは厳重注意）とする。
なお、市町教育委員会による指導措置の内容は、各市町教育委員会において適切に決定するものとする。
- 第2の2による内申に該当しない体罰等であっても、市町教育委員会による指導措置を行った内容について、すみやかに県教育委員会に報告するものとする。

第4. 体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修の実施

- 体罰等により懲戒処分又は指導措置（以下「処分等」という。）を受けた教職員を対象に、処分等を受けた日の属する月の翌月から1年間を研修期間として「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」を実施するものとする。
- 上記1の研修の実施に関する詳細は、別に定める要綱によるものとする。